

「独立行政法人整理合理化計画」において
監事監査の対象とされた事項等に関する所見等

独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構 監事

	整理合理化計画 該当部分	監査事項等	所見等
1	Ⅲ-1-(1)④ Ⅲ-2-(1)②カ Ⅲ-2-(1)④ウ	随意契約見直し計画の実施状況を含む 入札及び契約の適正な実施	<p>1 契約は、原則として一般競争入札によることとしており（会計規程第 17 条）、随意契約及び指名競争入札は限定的に締結されるべきものである。 随意契約によることができる場合は内部規則で限定している。その限度額についても国と同額となっている。（契約事務取扱規則第 31 条） 指名競争入札については、その対象を、工事又は製造その他についての請負契約に限定しているが（上記規則第 28 条）、この場合でも、指名競争入札に付する客観的に明確な理由が必要であると考えます。 契約の適正化については、上記の規定を誠実に運用することが必要であると考えます。</p> <p>2 調達に係る第 3 者機関として Third Party Committee on Tenders and Contracts が設置されている。この委員会において、随意契約及び指名競争入札の適否についての事後評価が行われることになっている。有意義かつ建設的な意見の表明を期待するものである。</p> <p>3 随意契約見直し計画（平成 19 年 12 月）によれば、随意契約件数 217 件、金額合計 23.45 億円（平成 18 年度実績）を、平成 20 年度において、それぞれ 24 件、</p>

			<p>9.7億円に削減することとしている。その進捗状況に注目している。平成20年度監事監査計画に基づき本年9月に進捗状況を監査する予定である。</p> <p>4 契約を締結したときは所定の期間内に当該契約に係る情報を公開することとなっているので、平成18年8月25日付財計2017号に定めている別紙様式1～4により公表されるものと考えている。</p> <p>5 契約に関する統計を毎年度作成することとなっているので、この点についても担当者の注意を喚起しておく所存。</p>
2	Ⅲ－1－(2)④	保有資産の見直しの状況	<p>現有実物資産は、有効に活用されており、現在、売却等資産処分の検討対象物はない。金融資産は、有しない。</p>
3	Ⅲ－1－(4)③ Ⅲ－2－(1)④ウ	給与水準に関して、十分国民の理解が得られる説明がなされているか等	<p>1 人件費については、運営費交付金の査定において厳格な枠がはめられている。</p> <p>2 人件費は、「役員報酬規程」及び「職員報酬規程」に基づき適切に執行されている。</p> <p>上記両規程は、ホームページで公表されている。</p> <p>3 他の独立行政法人との対比において給与水準が高い現状にあるが、国際研究機関の色彩を有し英語を多用するOISTの特質に鑑み、有用な役職員を確保しOISTの目的を達成する為には容認されるものと考えられる。</p> <p>4 以上のことから、現行の給与水準は、良識ある国民の理解を得られるものと判断する。</p>
4	Ⅲ－2－(1)④ウ	内部統制の状況、情報開示の状況	<p>1 独立行政法人通則法等の法令は遵守されている。</p> <p>2 組織規程により各部各課の所掌（責任）が定められている。</p>

			<p>3 業務方法書、会計規程、契約規則、報酬規程等は遵守されている。経理事務については、時により監査法人に照会し支援を得ている。</p> <p>4 専決規程により職務遂行上の授権関係が定められている。</p> <p>5 コンプライアンス担当の理事長補佐を置き、法令等の遵守に努めている。</p> <p>6 監事監査は、監事監査計画に基づき、年4回実施されている。所属監事2人は、いずれも非常勤である。</p> <p>7 監事監査による結果：平成17年度(6月)、平成18年度及び平成19年度における不正行為はないものと判断した。この範囲において、内部統制は機能しているものとする。</p>
6	Ⅲ-2-(1)④エ	監事相互間の情報交換・連携の状況	両監事は、常に緊密に連絡を取り合っている。